

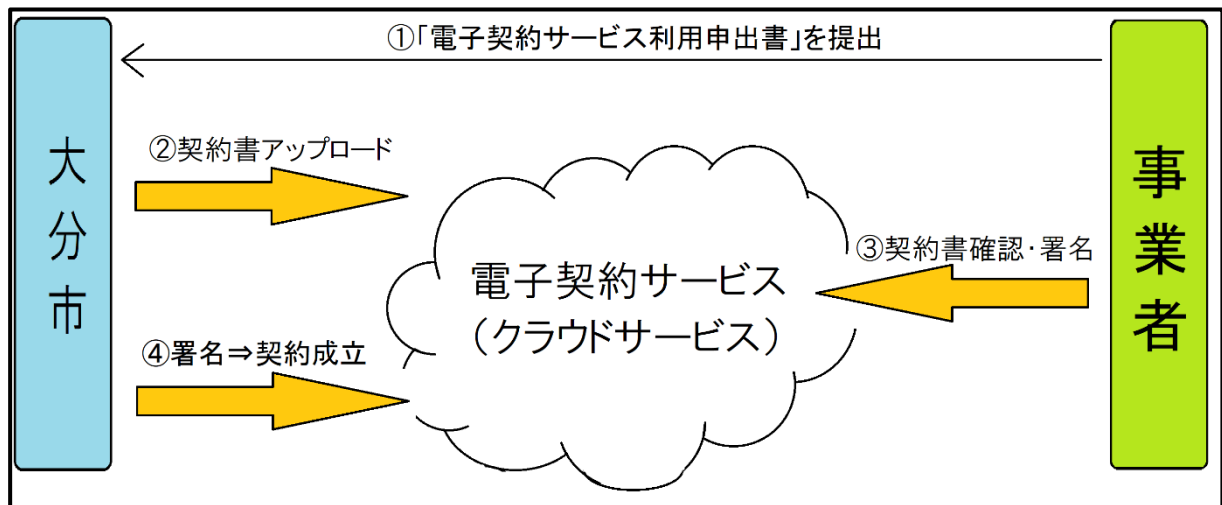
電子契約のご案内

令和7年4月1日から、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約を導入しています。当案件については電子契約の利用が可能ですので、ご利用を希望の方は下記事項を確認のうえ、契約監理課までお申し出ください。

(1) 電子契約の概要

電子契約とは	電磁的記録で作成・締結する契約のことです。
電子契約の特徴	・インターネット上のクラウドサービスを用いて、市役所窓口に来庁せず、お手元のパソコンやスマートフォンで契約手続きを行います。 ・現在のところ、印紙税が不要とされています。 ・事業者様側の事前登録・利用料は必要ありません。
利用可能な電子契約サービス及び提供事業者	GMOサイン（GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社）

(2) 電子契約の流れ



- ①別紙「電子契約サービス利用申出書」（以下「申出書」）を契約監理課あて提出してください（押印不要。メールでの提出可）。契約書以外の必要書類がある場合は別途提出してください。
- ②大分市が契約書（PDF）を電子契約サービスにアップロードします
- ③申出書に記載したメールアドレスに確認依頼メールが届きますので、アクセスコードを入力の上電子契約サービスにアクセスし、契約書の確認・署名を行ってください
- ④大分市側が署名を行います（この時点で契約が成立します）。その後署名完了メールが届きますので電子契約書をダウンロードし保存してください

※電子契約の詳細については大分市 HP https://www.city.oita.oita.jp/o252/sign_1.html を確認してください。

電子契約サービス利用申出書

大分市と電子契約するにあたり、契約締結権者は法人の代表者であること、もしくは適法かつ有効に契約締結の代理権が授与されていること、また、契約締結事務責任者になりすまして契約同意操作されないことを確認したうえで、以下の通り届け出ます。

契約件名：

1 契約締結権者

- ☐ 法人等代表者
☐ 法人等代表者以外※契約締結権限の委任が確認できる書類（社内規定等）を添付しています

役職		氏名	
e-mail アドレス			
アクセスコード (任意の6桁の数字)			

2 担当者（任意）

役職		氏名	
e-mail アドレス			

大分市長あて

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所
法人名
代表者氏名

※利用する電子契約サービスは、大分市が指定する立会人型電子契約サービスとします。

※本市にあらかじめ届け出ている契約締結権限受任者がある場合、契約締結権者は、上記契約件名の契約に関しその内容に代えることとします。

※本申出書は契約の都度提出してください（ただし変更契約は除く）。

※提出後上記内容に変更が生じた場合、直ちに書面又は電磁的方法により通知してください。

※電子契約によりがたい事由がある場合は紙による契約書の作成に移行します。

※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類：コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式：電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

コメントの追加 [1]: ※ご記入のメールアドレスに契約書内容と契約同意操作ページの URL リンクが届くため、以下を確認の上、ご記載ください。

・個人のプライベートなメールアドレスではないこと。

・フリーメールアドレスではないこと。

・契約締結権者のメールアドレスは、契約締結権者以外の者が契約同意操作出来るもの（例：グループアドレス等）ではないこと。

コメントの追加 [2]: ※担当者を經由せず契約締結事務責任者が署名する場合は担当者欄の記入は不要です（事務担当者等の追加が必要な場合は欄を適宜追加可能）。

電子保証の導入について

令和7年4月1日から、建設工事及び建設コンサルタント等業務委託（以下「建設工事等」）における契約保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取り扱いを開始します。

なお、保証の電子化については当面の間、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）によるもののみとし、金融機関や損害保険会社等の保証は従来通り書面による提出とします。

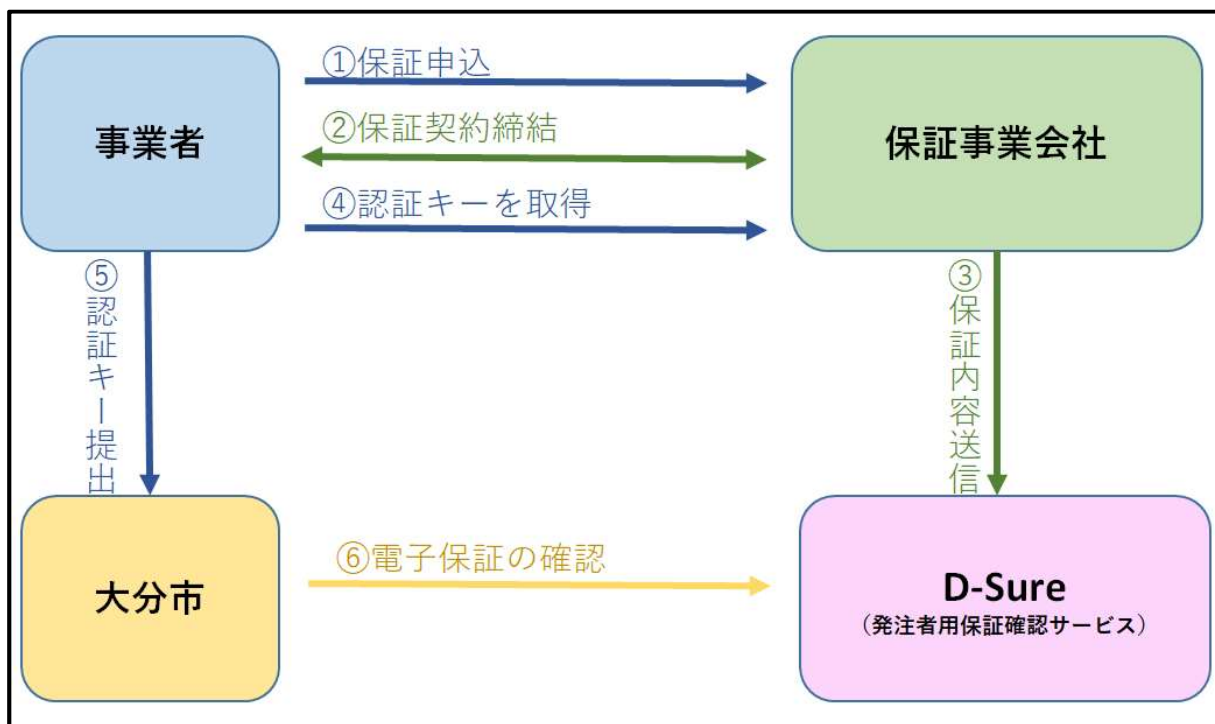
※ 電子保証の申し込み方法等については、保証事業会社にお問い合わせください。

(1) 電子保証の取り扱いが可能な契約

- ・ 契約保証：令和7年4月1日以降に締結する建設工事等の契約から可能です。
- ・ 前払保証：令和7年4月1日以降に、事業者が前払金の支払い請求するものから可能です。

※ 電子保証の運用開始後も、これまでどおり紙による保証証書の提出も可能です。

(2) 電子保証の流れ



- ① 保証事業会社へ電子保証による保証の申し込みを行ってください。
- ② 事業者と保証事業会社は、電子保証による保証契約を締結します。
- ③ 保証事業会社は、D-Sure（発注者用保証確認サービス）に保証内容を送信します。
- ④ 保証事業会社から認証キーを取得してください。
- ⑤ 認証キーを大分市に提出してください（電子メール可）。
- ⑥ 大分市は提出された認証キーをもとに D-Sure にアクセスし、電子保証の内容を確認します。

(3) その他

認証キーの提出方法や、送付先メールアドレスについては別紙「認証キーの提出方法」を参照してください。

(別紙)認証キーの提出方法

(1)提出する物

保証事業会社から提供された『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』(PDF 形式)

(2)提出先

契約保証: 契約監理課(keiyaku@city.oita.oita.jp)宛て提出してください。

前払保証: 各発注課に以下の電子メールアドレス宛て提出してください。

(3)請求書

前払金及び中間前払金の請求については、認証キーの提出と併せて、請求書(PDF 形式)を電子メールで提出することが可能です。

(4)電子メール送信時の留意事項

○ メールの件名は「【電子保証】受注者名称」としてください。例:【電子保証】〇〇建設(株)

○ メール本文中には「①工事(業務)名称、②担当者氏名、③連絡先」を必ず記載してください。

○ 受信確認のため、各工事等の発注部署まで必ず電話連絡をお願いします。

課名	課名(カナ)	メールアドレス
契約監理課	ケイヤクカンリカ	keiyaku@city.oita.oita.jp
生産振興課	セイサンシンコウカ	seisin@city.oita.oita.jp
土木管理課	ドボクカンリカ	dokan@city.oita.oita.jp
河川・みなと振興課	カセンミナトシンコウカ	kasen@city.oita.oita.jp
建築課	ケンチクカ	kenchiku@city.oita.oita.jp
住宅課	ジュウタクカ	jyutaku@city.oita.oita.jp
開発建築指導課	カイハツケンチクシドウカ	kensido@city.oita.oita.jp
道路建設課	ドウロケンセツカ	doroken@city.oita.oita.jp
道路維持課	ドウロイジカ	doroji@city.oita.oita.jp
都市計画課	トシケイカクカ	tosikeikaku@city.oita.oita.jp
都市交通対策課	トシコウツウタイサクカ	tosikotu@city.oita.oita.jp
まちなみ整備課	マチナミセイビカ	matinami@city.oita.oita.jp
公園緑地課	コウエンリョクチカ	koenryoku@city.oita.oita.jp
廃棄物対策課	ハイキブツタイサクカ	haikibutsu@city.oita.oita.jp
清掃施設課	セイソウシセツカ	seisosisetu@city.oita.oita.jp
防災危機管理課	ボウサイキキカンリカ	bosaikikikanri@city.oita.oita.jp
林業水産課	リンギョウスイサンカ	rinsui@city.oita.oita.jp
まちなみ企画課	マチナミキカクカ	matikikaku@city.oita.oita.jp